

嬉野中学校「タブレット端末」使用に関するルール

松阪市では、全ての小中学校で以下のICT環境が整備されます。

- 児童生徒に1人1台のタブレット端末
- 校内には高速無線ネットワーク
- 教室には大型掲示装置等

特にタブレット端末は、1人1台貸し出され、個人1人ひとりが直接管理することになります。

みんなが正しく、効果的に活用するために嬉野中学校「タブレット端末」使用に関するルールを定めました。

使用に関する三原則

- 1 松阪市から借りているものであるという意識をもち、大切に扱う
- 2 学習活動に関わることにのみ使用できる
- 3 ネットモラルを考えて使用する



みんなで守ろう 10カ条

- 1 持ち運びは必ずケースに入れる
- 2 落とさない、上にものを置かない、置く場所を考える
- 3 自分のタブレット端末を他の人に貸さない、他の人のものを触らない
- 4 設定を変更しない
- 5 学習に関係のないサイトに入らない、検索しない
- 6 許可なくカメラを使用しない
- 7 許可なくインターネットに接続しない
- 8 学習に関係のあるデータ、許可されたデータのみ保存できる
- 9 個人情報(名前、住所、写真など)をインターネット上に載せない
- 10 誰かを傷つけたり、嫌な思いをさせる使い方は絶対にしない



☆**みんなでルールを守り、感謝の気持ちを忘れずに使用しましょう**☆